

事務連絡  
平成23年3月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
(契印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業  
の周知について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営については、平成23年3月23日付け基発0323第3号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」等（以下「通達等」という。）により指示されたところである。

今般、未払賃金立替払制度の周知用のリーフレットを別添のとおり作成したので、これを活用し、下記により同制度の周知を図られたい。

記

1 周知の対象

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴い被災された労働者及びその家族を中心として周知し、通達等において対象とされた関係労働局以外の局においても、避難所が設置されるなど、周知の必要が認められる場合には、積極的に周知を行うこと。

2 周知の方法

平成23年3月25日付け基発0325第10号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」により設置した緊急相談窓口や避難所等における出張相談における周知はもとより、避難所や仮設住宅などにおける配布や掲示板への掲示、局ホームページへの掲載、地方公共団体、労働団体や都道府県社会保険労務士会、地元FM局等への周知依頼等あらゆる機会を捉えて積極的な周知に努めること。

### 3 その他

その他周知に当たっては、制度の概要に関しては、厚生労働省ホームページ、請求の方法に関しては、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページも活用すること。

厚生労働省ホームページ

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/tatekae/index.htm>

独立行政法人労働者健康福祉機構ホームページ

<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai.html>

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者の皆様へ

## 未払賃金の立替払制度のご案内

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※1））が、地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態にいたった場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度（※2）が利用できます。

※1 法律上の倒産手続きを取っている場合は、大企業の場合も対象となります。

※2 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者の方に対して、その未払賃金（退職手当を含みます。）のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立て替えた賃金については、後日、国が事業主の方に求償させていただきます。

立替払を受けるには、次の①から③の手順を踏んで下さい。

※ 今回の地震による被災地域の方については、申請手続の簡略化を行っています。申請に必要な資料がない場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

### 1 倒産状態の認定申請について

まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくこととなります。企業が倒産状態にあることがわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。勤務されていた方が、何人かいる場合には、どなたかお一人が申請して頂ければ結構です。

### 2 未払賃金額等の確認申請について

次に、一人ひとりの方の未払賃金額について確認することとなります。賃金額がわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。

### 3 立替払金の請求

必要な審査をした上で、立替払制度の対象となる場合、所要の書類をお渡します。これに振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、支払を行う独立行政法人労働者健康福祉機構あて提出してください。

制度の詳しい内容や①～③の手続については最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

